

議案第9号

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和3年2月22日提出

桐生市長 荒木 恵 司

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(休園日)

第 4 条 公園の休園日は、11 月 1 日から翌年 4 月 28 日までとする。

2 市長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休園日を変更し、臨時に休園し、又は施設の一部を休止することができる。

第 16 条の次に次の 4 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、森林公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に森林公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務等)

第 18 条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 森林公園の使用の許可に関すること。
- (2) 森林公園の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつて、第 5 条、第 6 条及び第 12 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 19 条 第 17 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において当該指定管理者は、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 1 号)に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に森林公園の管理を行わなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 9 号 桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

桐生市森林公園における今後の指定管理者制度の導入に向け、条例中に指定管理者の指定についての規定を加えるものです。